

次期県営住宅管理システム再構築に関する情報提供依頼（RFI）第2回

1 背景

三重県では、県営住宅の管理にかかる多種多様な事務をシステム化することで業務の効率化・合理化を図っており、現在稼働中の県営住宅管理システム（以下「現行システム」という。）は、平成27年度に再構築したものです。

今回、平成27年度から運用を開始しています。現在の契約は、平成28年3月から6年が経過する令和4年2月末に終了することから次期県営住宅管理システム（以下「次期システム」という。）への更新を検討することになりました。

2 目的

三重県は、上記事項に対応すべく、次期システムのあり方についての調査・検討を進めています。

本情報提供依頼（RFI）は、調査・検討を進めるにあたり、本県が想定するシステム要件や懸念事項に対する貴社パッケージ・サービスの対応状況や開発、保守、運用等の費用、他県導入事例等を把握し、次期システム再構築方法の実現性・妥当性・経済性の検証を行うことをもって、次期システムに係る基本計画を策定することを目的としています。

つきましてはご多忙中と存じますが、本県の取組に対するご協力をお願い申し上げます。

3 情報提供依頼内容

以下「情報提供依頼事項」のとおり、本県が提示する要件を踏まえた機能仕様、機器構成、システム運用等の案について、導入及び導入後の運用経費の概算見積などの情報提供をお願いします。基本的に別添資料(2)「新「県営住宅管理システム」再構築・賃貸借及び運用保守業務委託仕様書（案）令和2年6月」の要件を踏まえたものとしますが、職員の業務効率を向上させるため、又はシステム運用経費の削減を行うための機能及びシステム運用方法等があれば、積極的な提案をお願いします。

また、次期システムを検討するにあたり、機器、ソフトウェア等について、別途調達業務において調達することも検討しています。つきましては、情報提供をいただくにあたり、別途調達が可能となる機器、ソフトウェア等（当該機器等に係る運用保守業務を含む）について、概算費用の提供をいただく際に、別途調達可能である旨を記載いただきますようお願いいたします。

なお、別添資料(4)「見積書様式」を利用いただく場合には、各行の「見積根拠・明細資料名など」欄に記載してください。

※ 発注条件は、発注時の状況等により変化するため、本条件をそのまま適用するとは限り

ません。

※ 提案に当たって前提条件がある場合には、その旨提案書に明記してください。

【情報提供依頼事項】

(1) パッケージの名称

(2) パッケージの導入実績

(3) 機能概要

(4) 導入スケジュール案

(5) 会社概要

売上高、従業員数、技術者、実績等

(6) 導入実績

導入先、システム概要、概算費用

(7) 本県に導入する場合のシステム構成例

(8) 機能内容一覧兼機能評価表

様式について、別添資料(3)「機能内容一覧兼機能評価表」又はこれに準じた様式を用いてください。

(9) 概算費用

様式について、別添資料(4)「見積書様式」又はこれに準じた見積根拠となる明細等を示す様式を用いてください。

4 提案手続について

(1) 提出期限

令和2年7月27日(月) 15時まで

※期限延長を希望される場合は、あらかじめご連絡ください。

(2) 書類提出先

三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号：059-224-2703

Eメール：jutaku@pref.mie.lg.jp

(3) 提出様式等

ア 様式

様式を提示した「機能内容一覧兼機能評価表」及び「見積書」以外は、様式は特に定めません。A4サイズ用の紙にて貴社の任意様式にて提出してください。また、本県から提示した様式については、PDFではなく、MS Office形式のままご提出ください。

イ 提出部数

紙媒体 1 部、電子媒体 1 部

ウ 紙媒体は社印押印の上郵送又はご持参下さい。

(4) 質疑応答

本件に係る質問、問合せについては、原則として電子メールにてお願いします。

5 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、システム導入を検討するための手段であって、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報・資料については、当組織内で配布等いたしますが、承諾なく他団体への配布等はいたしません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）で定義する公文書になるため開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (3) 資料の提供に当たって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。
- (4) 令和元年 8 月 13 日付け情報提供依頼から、仕様等の一部を変更しています。前回、情報提供をいただいている場合には、変更箇所のみ提出で構いません。
- (5) 提供いただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。
- (6) 提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせを行う場合があります。
- (7) 情報提供書類作成にかかわる一切の費用については貴社でご負担ください。
- (8) 本件に係る県からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏えいしないようお願いいたします。